

一九八二年一二月一〇日の海洋法に関する国際連合条約
第一一部を実施する一九九四年の協定についての概観(三)
—とくにエンタープライズを中心に—

川上壯一郎

四 市場原理の導入と人類共同遺産の觀念

一 市場原理粗描

(一) 市場原理の成立

- (二) 市場原理を支える法
(三) 産業革命の功罪

- (四) 近代国際法と産業革命

- (五) 第三次国連海洋法会議の交渉プロセス
第一一部と関連して—

- (六) 市場原理と不自由(以上本号)

一 はしがき
二 一九八二年の国連海洋法条約第一一部成立の背景

- 一 価値の対立
二 先進国対発展途上国との対立の構図

三 実施協定の内容

- 一 実施協定成立の背景(以上第九卷第一号)
二 第一部に対する主な修正点(以上第九卷二号)

- 二 エンタープライズに対する影響（以下次号）
- 三 市場原理と人類共同遺産
- 五 結論

四 市場原理の導入と人類共同遺産の観念

一 市場原理粗描

実施協定は、右に述べた如く市場原理を国連海洋法条約第一一部にもちこんだ。市場原理は、再度述べている如く、競争を内包している。市場原理が国連海洋法条約第一一部に導入された場合どのような問題ができるであろうかをみる前に市場原理とは何かについてみてみたい。

(一) 市場原理の成立

社会主義経済体制が崩壊し、これまで社会主義体制をとつてきた国が市場経済をとりはじめて以来市場と名のつく書物が多くてまわっている。しかしそのいずれもが市場の複雑性を指摘していると同時に市場経済体制のもたらす功罪を論じている。果して市場原理とは何か。

市場は、^(商品)物が交換される場所に成立するとよくいわれている。商品の交換の行なわれる単なる場がここでいう市場かといふとそうではない。単なる商品の交換は古代よりあった。貨幣が出現しそこに商業社会が成立しても、それはここでいう市場経済には結びつかない。封建領主時代に商業都市が発達しても、それが資本主義の発達には繋がらならないことが経済学者より指摘がなされている。

都市を基盤とした中世の商工業で扱われた商品は、もともと封建地代、とくに現物地代として収奪された多様な

財貨の商品化されたものにすぎず、商品は、基本的には封建前の補完物にすぎなかつたといわれている。経済学の立場からみた市場論理が生まれてくるのは、社会的分業の自然発生的展開、商品市場をめぐる競争、労働力の商品化が広範に進展しはじめた一五世紀⁽¹⁾とくにイギリスにおいてであることが指摘されている。

法の側からいつ市場の觀念が登場してきたかはさだかではない。しかし市民社会が形成され、それを法的に支える市民法が成立した時期とすれば、大方資本主義社会ができた時期と考えられる。市民法は、以後資本主義制度の中核をなす法として機能するわけである。

(二) 市場原理を支える法

市民法の中核をなす法は、私法なかんずく民法といえよう。民法は、商品交換の等価値関係を保障する。と同時に主体の面から商品交換の自由をも保障する。商品交換の主体としての「人格の自由」、その客体についての「所有権の自由」その媒介手段としての「契約の自由」の三原則は、近代民法の基礎原理である。⁽²⁾

これらの基礎原理が保障する自由は、歴史的には、中世的な権威主義からの解放を要求する。中世においては、国家、封建領主、村落共同体、ギルド、ツンフト、家共同体など各種の支配者あるいは共同体によって、人や財貨や取引にさまざまな拘束を加えられていた。近代社会においては、これらの支配者あるいは共同体の解体によって、そのような拘束の多くは消滅し、残るものも国家による外からの公法的規制に統合され、商品交換は、私的自治に委ねられることになる。⁽³⁾

ローマ法においてなされていた公法・私法の分類はここによみがえる。公法・私法の分類は、市民社会が存在してはじめて成り立つ。

この分類の意図するところは、私人の独立と自由意思を保障し、公権力からの干渉を制止することにある。すなわち公法は、国家の活動を消極的なものにし、そして国家を夜警的存在におかしめると同時に私法は、取引関係に対する公権力の介入を否定するのである。

これは、資本主義の公理といわれている自由放任主義を側面から支えたのである。スミス、ベンサム、ミルといった人達によつてとなえられた自由放任主義の考えによれば、各人の経済活動を自由に放任し、各人の競争に任せなければ需要供給の法則が自然に発動し、国民経済は、見えざる手によつて円滑に運行するというものである。こでは取引関係に対する公権力の介入を否定し、取引を個人の自由に任せ、国は、経済活動を枠づけ市場の平和の確保のみに専念することになる。

(三) 産業革命の功罪

自由放任の考え方は、約二〇〇年前にイギリスで始つた産業革命と結びつく。

二〇〇年前のイギリスでは、産業資本が固まり資本制生産様式が確立した。これより綿工業を中心とするイギリス産業資本は世界的に展開することになる。この点についてマルクスはいみじくも次のように述べている。

『アメリカの発見、アフリカの回航は、勃興しつつあるブルジョアジーのために新しい活動分野をひらいた。東インドや中国の市場、アメリカへの植民、植民地との貿易、交換手段および一般に商品の増加は、商業に、航海に、工業に、空前の飛躍をもたらし、そのことによつて、崩壊しつつあつた封建社会のなかの革命的な要素を急速に発展させた。

これまでの封建的な、すなわちギルド的な工業の経営方法では、新しい市場とともに増加する需要にもはや応じ

えなかつた。マニュファクチャアがそれにかわつた。ギルドの親方は、工業的中産身分におしのけられた。いろいろな同業組合間の分業は姿をけして、個々の作業場そのものの内部の分業があらはれた。

だが、市場はますますひろがり、需要はますますふえた。マニュファクチャアでも、もう不十分になつた。そのとき、蒸気機関と機械とが工業生産を変革した。マニュファクチャアにかわつて近代的大工業が、工業的中産身分にかわつて工業的百万長者、全工業軍の指揮官たち、すなわち近代ブルジョアが、あらわれた。

大工業は世界市場をつくりだした。これは、アメリカの発見によつてすでに準備されていたのである。世界市場は、商業に、航海に、陸上交通に、はかりしれない発展をもたらし、その発展がまた、工業の拡大に反作用した。そして、工業・商業・航海・鉄道の拡大に比例して、ブルジョアジーは発展し、その資本をふやし、中世からうけつがれたすべての階級を背後におしやつた。⁽⁴⁾

『ブルジョアジーは、世界市場の開発を通じて、あらゆる国々の生産と消費とを超国籍的なものにした。彼らは、産業の足もとからその民族的な基盤をとりさつて、反動家どもをいたくかなしませた。古来の民族的産業はすでに破壊されてしまい、また、日に日に破壊されている。それは、新しい工業によつて駆逐されてゆく。そして、この新しい工業を採用することはすべての文明民族の死活問題となる。それは、もはや国内の原料はなく、きわめて遠い地方で産する原料を加工する工業であり、その製品は、自国内ばかりでなく、同時に世界のあらゆる地域で消費される。国産品によつてみたされていた昔の欲望にかわつて、もつとも遠くはなれた国々や風土の産物によつてはじめてみたされる新らしい欲望があらわれる。昔の地方的・一国的な自給自足と隔離のかわりに、全面的な通交、諸民族の全面的な依存関係があらわれる。そして、精神的な生産においてもまた物質生産と同様である。個々

の民族の精神的産物は共同の財産となる。民族的な一面性や偏狭はますます不可能になり、多くの民族文学や地方文学から、一つの世界文学が形成される。

ブルジョアジーは、すべての生産用具の急速な改善によって、また無限に容易になった交通によって、あらゆる民族を、もつとも未開な民族までも、文明にひきいれる。彼らの商品の安い価格は、中国の城壁をもことごとく打ちはずし、未開人の頑固さわまる外国人ぎらいをも降伏させる重砲である。ブルジョアジーはすべての民族に、滅亡したくなればブルジョアジーの生産様式を採用するよう強制する。彼らはすべての民族に、いわゆる文明を自己にとりいれること、すなわちブルジョアになることを、強制する。一言でいえば、ブルジョアジーは、自分の姿に似せて一つの世界をつくりだすのである。⁽⁵⁾』

産業革命は、人類に豊かさをもたらしたことは否定しえない。しかし右のマルクスの言葉にある如くヨーロッパの強国は、自国の市場を求めるだけでなく強引にもその工業に必要な原材料の原産地を未開発国に求めていったのである。その結果内には貧富の差を固定化すると同時に外では今日の先進国・発展途上国というカテゴリーを作りだす契機を提供する。マルクスが右に述べた言葉は、このことをよく物語っている。

しかしマルクスは、世界市場に組み入れられた国が、その後どのような運命をたどるか、この点を不明のまましてこの世を去ったのである。

この点をプロレタリアートの側から鋭くついたのはレーニンであろう。レーニンは、「資本主義の最高の段階としての帝国主義（以下帝国主義論）」のなかで、ホブソンの「帝国主義論」やヒルファーデングの「金融資本論」を注意深く検討しつつ資本主義と帝国主義との関係を次のように述べている。

『さてそれで、独占体の歴史を基本的に総括すると、つぎのとおりである。(一) 一八六〇年代と一八七〇年代——自由競争の最高の極限の発展段階。独占体はほとんど目だたないくらいの萌芽にすぎない。(二) 一八七三年の恐慌以後。カルテルは広範に発展したが、なおそれは例外にすぎない。それはまだ強固でなく、まだ経過的な現象にすぎない。(三) 十九世紀の好景気と一九〇〇——一九〇三年の恐慌。カルテルは全経済生活の基礎の一つとなる。資本主義は帝国主義に転化した。』

レーニンによれば、帝国主義は、資本主義の独占段階なのである。⁽⁷⁾ 彼は、さらに次のようにいう。

『この定義は、もつとも主要なものをふくんでいるであろう。なぜなら、一方では、金融資本は、産業家の独占団体の資本と融合した、少数の独占的な巨大銀行の銀行資本であり、他方では、世界の分割は、まだどの資本主義的強国によつても略取されていない領域へ妨げられずに拡張しうる植民政策から、くまなく分割された領土の独占的領有という植民地政策への移行だからである。』⁽⁸⁾

レーニンは、第一次世界大戦が、帝国主義的な戦争であつて、侵略的な強盗的な戦争であつて、世界の分け取りのための、植民地と金融資本の「勢力範囲」の分割と再分割、等々のための戦争であるといふ。

さらにレーニンは、抑圧され、従属し、平等な権利をもつていない民族と、抑圧し、搾取者の権利をもつてゐる民族とを、同じように明確に区別することだと述べている。『このブルジョア民主主義的な偽りは、金融資本と帝国主義の時代に固有であるよう、ごく少數の非常に富んだ先進資本主義国が世界人口の圧倒的多数を植民地・金融的に隸属させているのを曖昧にしてゐるのである、と述べ』⁽⁹⁾ 植民地解放運動が、ソヴィエト・ロシヤと密接に関連していることを強調している。⁽¹⁰⁾

しかしながら、発展途上国の中の世界が帝国主義世界体制に包摂されている中で生じる経済構造上の諸問題についての立ち入った分析を果すことなく、レーニンはその生涯を終えた。

だがレーニンの右の言葉は、近代国際法がもつコロニアズム的性格を強調している。

(四) 近代国際法と産業革命

たしかに近代国際法は、植民地体制を推進したということはいえるであろう。産業革命が始まる当初から近代国際法は、国家間平等を西欧諸国間にのみに限定していた。西欧人にあらざる人またはキリスト教徒にあらざる人を、平等の人間とみなさなかつたのである。西欧先進国のやり方は強引である。たとえ土地に一定の原住民が住んでいようとも、そのような原住民は人にあらず、原住民の住んでいる土地を無主の土地として先占の法理を採用して自己の勢力下に組み入れていったのである。

また未開発国にある天然資源とくに石油については、西欧先進国企業が、石油が存する国とコンセッション（利権契約）を結び、開発権、輸出権などを独占したのである。

近代国際法は、このような非人間的行為を容認していたのである。レーニンの帝国主義論は、この点においてまさに正鵠をえているといつてよいであろう。

もつとも貿易よりも投資による資源開発が植民地経営の中心となる時期より労働力確保の観点から原住民の保護が行なわれるようになる。一八四一年のイギリス、フランス、プロシヤ、オーストリア、ロシア間の奴隸条約、一八八五年のベルリン議定書によるアフリカ・コンゴ地方の土人の保護のための諸規定といった条約は、奴隸売買や土人の保護をうたつても、それらは決して法的に原住民との対等関係を規定したものではなかつた。

第一次大戦後、敗戦国の領土や植民地の処分が問題になつた時、国際連盟は、委任統治制度を設けた。しかしこれも新らしい形態の植民地制度であった。この制度は、一九世紀以来の植民地経営を採用しつつ、国際連盟の監督に服しめようとしたものであつた。植民地の独立が、真正面切つて国際法上の俎上にのぼるのは、第二次世界大戦の終了を俟たねばならなかつたのである。

第二次大戦後の非植民地の波のなかで、右に述べた西欧先進国による一方的植民地支配は否定されていった。非植民地化の観念は、民族自決の原則とあい俟つて、第二次世界大戦後の国際法の基礎観念として定着するにいたる。この観念の下で、西欧先進国による植民地支配を脱却して多くの国が独立した。しかしこのような国は、独立後大きな問題を抱えることになる。つまり、このような国は、政治的には主権国家として独立したもの、経済的には植民地時代と同じように西欧指向型であったのである。経済の面においては、大きなハンディーを負うていたのである。

そこでこのような国は、このハンディーを除去するためにいろいろな試みを行なうのである。まず第一に着手したのは国有化でありまたコンセッションの破棄である。このような主張の根拠となつたのは、天然資源に対する永久主権である。この考えは、一九五二年の国連総会で採択された「天然の富と資源を自由に開発する権利」と題する決議六二六(VII)という形になつてあらわれた。これは、グアテマラやイランでの外国人財産国有化に際して採用された。その後の一九六六年の決議二一五八(XXI)は、永久主権の内容としてその国自身による開発及び外企企業への参加を確認し、一九七二年の決議三〇一六(XXVII)は、対象を国家管轄内の海床、海底及び上部水域に及ぼしている。そしてこの考えは、一九七四年国連総会で決議された新国際経済秩序宣言及び国家の経済的権利

義務宣言憲章へとたかまつていったのである。

このように自国管轄下にある資源を発展途上にある国々は、自らの手で開発しようとするが、これまでの歴史的経過をたどつてみるとわかるように、開発技術は、西欧先進諸国が握っていた関係上急に発展途上国が開発しようとしても技術面での立ちおくれはいかんともしがたい。とくに慢性的な飢餓、疫病、貧困がまんえんしている国では、それらが教育の振興を妨げ、先進国の先進技術を受け入れ難いものにしている。たとえ先進国が、高性能の機械類を与えても、それを十分に使いこなせないケースが多くある。この技術格差は、経済格差を広ろげ発展途上国をより貧しくしている。

第三次国連海洋法会議には、南北問題の解決という大きな課題が与えられていた。発展途上国は、一つのグループとなつて先進国と対決した。

第三次国連海洋法会議は、南北の経済格差の是正という目的をもつていた。一九七〇年の「国家の管轄権の範囲をこえた海底及びその地下を律する原則宣言（深海海底原則宣言）」は、深海海底とその資源を人類の共同遺産であるとし、この共同遺産は、人類全体の利益のために、そして特に貧しい発展途上国の人々のために分け与えるといふものであった。第一一部の理念は、まさにここにあったのである。

問題は、この理念をどのようにして実現して行くかである。会議では、国々の相対的関係の上で取引きが行なわれた。全体的・集権的決定を下す統一的機関を欠いている国際社会においては、国家平等原則を基軸として決定が行なわれる。これまさに自由意思に基づく市場の論理が働いている場でもある。⁽¹²⁾ この論理に基づけば、先進国も発展途上国も等質、等量のものとして扱われ、共に平等関係におかれ。取引きは、この原理のうえで自由に行な

われる。しかしこの原理は、両者が能力を等しくしている時は機能するであろうが、しかし両者の間に能力の差のある時は、この原理は機能しない。かえつて不平等が出現する。第一一部の交渉のプロセスのなかで、途上国は、この差をどのようにカバーし、途上国に優利な第一一部の規定を出現せしめたのか。

(五) 第三次国連海洋法会議の交渉プロセス—第一一部と関連して—
この点において指摘しておかなくてはならないことは、この海洋法条約の立法手続が、これまでの国際法の立法手続とちがっている点である。

コー(Tommy T. B. Koh)とジャクマール(Shanmugan Jayakumar)の共同の論文は、過去に行なわれた二つの海洋法会議、すなわち一九三〇年にハーグで行なわれた国際法典編纂会議および一九五八年の第一次国連海洋法會議の会議の進め方と、第三次国連海洋法会議における会議の進め方とを比較して次の五つの相異点を指摘している。⁽¹⁴⁾

- (i) 前二つの会議では、専門家よりなるグループができ、そのグループが会議のために草案を起草した。
- (ii) 前の二つの会議では、会議が始る前に専門家が作成した草案があり、会議開始と同時にそれが配られるようになっていた。
- (iii) 手続規則は、投票が行なわれるという前提にたって作られていた。そして投票による意思決定を促進するよう手続規則は作られていた。
- (vi) 国連第一次海洋法会議でも地域グループのようなグループはあった。しかしこのようなグループは、国連のなかにすでに存在していたものであって、会議中に特別に作られたものではない。またこのようなグループ

は、グループに属する国の協議機関にすぎなかつた。

(v) 前の二つの会議では期限が決められていた。

第三次国連海洋法会議では、草案づくりを国際法委員会にも、また特別の専門家グループにも委ねなかつた。国連総会は、一九六七年に国連総会の下に海底平和利用委員会を設け、この委員会に海洋法の審議を委ねたのである。そして意思決定をするにあたつて、投票による決定を避けるような方式をとつた。また国連にこれまであつたグループに加えて、会議では新らしいグループが生まれた。⁽¹⁵⁾

第三次国連海洋法会議における交渉過程にはユニークさがあつた。会議が扱う対象は広範にわたつていいた關係上国家間の利害も廣汎に対立する。会議では、表决手続をとつたのでは、満足な解決がえられないとして一九七三年一月一六日に手続規則をカバする紳士協定を採択し、コンセンサス方式をとることにした。参加国は、交渉草案について正式の反対表明を行なわずまた表決に付することも要求しないなど、実質問題については、なるべく多数決で押しきることを避けたのである。⁽¹⁶⁾

そしてパッケージ ディール (package deal) といふ取引の形態を用いたのである。つまり各国の重要な利益を相互に補完するという方法がとられたのである。たとえば、海峡や排他的経済水域内で航行の自由を主張する国が、見返りとして排他的経済水域内の生物資源に対して沿岸国の主権的権利を認めるとか、また内陸国および他の地理的不利国が、沿岸国の排他的経済水域内で自分達の資源の配分にあずかる権利が認められる以前に、沿岸国に対するその水域における生物資源に主権的権利を認めるといったことがトレード・オフされるのがこの交渉形態の特色である。第三次国連海洋法会議では、このトレード・オフが、利益グループ間で行なわれたのである。

第三次国連海洋法会議でもつとも重要な役割を果したのはインタレスト・グループであるといつて過言ではなか
ろう。これまで国連の内部には既成のグループがあつた。そのグループは、次のようなものであつた。⁽¹⁷⁾

発展途上国グループ（G-77）。

- (i) 各地域グループ。
- (ii) EEC諸国のグループ。
- (iii) アラブグループ。
- (iv) アジアグループ。

しかしこのグループは、第三次国連海洋法会議において重要問題についてしばしば意見を異にし、統一的行動をとることが困難な場合が多かつた。各地域グループのなかのアジア グループを例にとつてみよう。このグループ内の多くは沿岸国に属していた。たとえば、インド、スリランカ、中国、マレーシアといった国々がおり、それらの国々は、強く排他的経済水域を主張していた。同時にこのグループには、ネパール、アフガニスタン、シンガポールといった内陸国および他の地理的不利国がおり、排他的経済水域に強く反対し、彼等の権利を主張していた。また海峡の航行問題についてもマレーシア、フィリピン、オマーンといった国々は、シンガポール、イラク、クエトといった国々と意見を異にしていた。であるから各々の利益グループは、同質性をもつ部分と異質的な部分とを兼ねそなえ、そのようなことから新らしい利益グループを次々と生みだすことになる。⁽¹⁸⁾

それでは、第一一部の交渉の過程はどうであったのか振り返つてみることにする。第一一部の深海底関係は、第一委員会で審議された。ここで登場するもつとも強力な利益グループは、発展途上国グループである。およそ一二〇カ国にのぼるといわれるこのグループは、第三次国連海洋法会議の内と外で大いに活躍していることは周知の通

りである。ただし海洋の問題なんかんずく排他的経済水域とか海峡の通航とか第二委員会にかかる海洋法一般事項については、このグループ内部での統一的見解はとれていなかつた。

このことは、一九七三年にケニアのナイロビで開られた発展途上国グループの会議が、沿岸国グループと内陸国および他の地理的不利国との対立から内部分裂をおこし不成功に終つた事例は、このグループが一枚岩でないことを実証するものである。第三委員会が扱つた事項については、まあまあといつたところであろう。

ところが第一委員会においては、他の委員会とは異なつて、このグループは結束して活動した。一枚岩でその結束は固い。その理由は、深海底開発についての技術をもつ先進国とそれを持たない発展途上国との利害関係が、非常にかけ離れていたからだともいえる。これは、一九八二年一二月に、国連海洋法条約が採択された後もつづいた。

このグループの委員長は、各々の会期にローテーションを組んでアフリカ、アジア、ラテンアメリカのグループから選らばれた。

第一委員会の場合いろいろな交渉の方法がとられた。カラカスで行なわれた第二会期では、第一委員会は、まずワーキンググループを作つた。このワーキンググループは、後に五〇カ国より成る交渉グループに発展する。スリランカのピント (Christopher W. Pinto) ⁽¹⁹⁾ が委員長になつた。

またニューヨークで開らかれた第四会期では、開放式 (open ended) のワーキンググループを作つた。このワーキンググループの委員長は一人いた。一人は、インドのジャゴタ (S. P. Jagota) であり、他は、オランダのソンダール (H. H. M. Sondal) であつた。交替で司会をつとめた。二人の委員長は、共同して報告書を作成し定期的に第

一委員会の委員長に提出した。

一九七七年ニューヨークで開らかれた第七会期で、第一委員会は、開発方式をめぐって非公式のワーキンググループを作った。ノールウェイの漁業大臣エベンセン (Jens Evensen) を特別調停者に選んだ。⁽²⁰⁾

また一九七八年ジュネーブで開らかれた第七会期で七つのハードコアイシュー (hardcore issues) がまとめられたが、これらハードコアイシューのうち三つが第一委員会関係である。二つの交渉グループが作られた。交渉グループ一は、検査・開発のシステムと資源政策をとり扱う。委員長は、ケニアのニイジエンガ (Francis X. Nijenga) であった。交渉グループ二は、財政問題に関する交渉グループで、委員長は、シンガポールのコー (T. T. B. Koh) であった。交渉グループ三は、国際海底機構の機関、構成および権限に関する交渉グループで、委員長は、カムエルンのエンゴ (Paul Bamelia Engo) であった。エンゴは、第一委員会の委員長でもある。⁽²¹⁾

一九七九年にジュネーヴで開られた第八会期で、交渉グループ一の下で生産政策に関する非公式交渉グループが形成された。委員長は、フィジーのナンダン (Satya Nandan) であった。⁽²²⁾

また第八会期には、第一委員会で未解決になつてゐる問題を審議するため、発展途上国グループの提案により、ワーキンググループ一一 (WG 21) が作られた。このワーキンググループのメンバーは、発展途上国一〇カ国、先進工業国七カ国、東欧三カ国、それに中国一カ国と、一一カ国より成っている。⁽²³⁾

交渉は以上のようなシステムを通じて行なわれたのであるが、いずれにしても数の多い発展途上国の意思が先行していた。このことは、発展途上国グループに属する国の数が多かつたこともあるが、このグループの意思の結束が発展途上国グループを有利な位置へ導いたといつてよからう。

西欧先進工業国は、資金もあり高度な開発技術をもっている。持つ者と持たざる者が市場で出合い交渉をする。この場合持つ者をAとした場合、持たざる者は、非Aとして取扱い、決してAと同等の扱いをしてはならないということが多いわれ、またそれが法の理念たる正義に合致するといわれている。それは、Aは持つということにおいて自由であり、持たざる非Aは、持っていないということにおいて不自由であるからである。交渉には事実上一定の力が働くから、Aは多くを得、非Aは少なきを得るという結果を招来し市場の原理の基本的公理である平等原則をこわすからだと説明されている。そこでは、この両者の間に存在する格差をどう埋めるべきかが絶えず問題となるところである。

しかし第一部の交渉過程をみると、この格差は解消され、そして発展途上国を保護する見えざる手が働いて発展途上国グループの交渉力を強化させたのである。それは、次のよつた理由によるものと判断される。

- (i) 西欧先進国の数が少なく発展途上国の数が多かつたということ。
- (ii) 西欧先進国の利益と発展途上国の利益とが鋭く対立していた反面発展途上国グループ内の結束が一枚岩になつていたこと。

(iii) 第一委員会の委員長をはじめ各交渉グループの委員長の多くは発展途上国グループに属していたという事実は発展途上国上の立場を有利に導いたのかもしれない。

海洋法会議が終わりに近づいた第一会期にアメリカが第一一部の規定を大幅に修正する提案、(グリーンブック)を提出したことは、すでに述べた(本誌第九卷第一号一四頁)。このグリーンブックがだされた二日後、発展途上国グループは、このグリーンブックを拒絶し、交渉の基礎としないことを決定した。ここで会議は、行きづまつ

てしまつた。そこでカナダ代表のビーズレイ(J. Alan Beesley)は、これを打解するために、以下の国々に呼びかけを行なつてゐる。オーストラリア、オーストリア、カナダ、デンマーク、フィンランド、アイスランド、アイルランド、ニュージーランド、ノールウェイ、スエーデン、スイスである。後にオランダが加つて一二カ国としてグループ一二を形成する。グループ一二は、発展途上国とアメリカの間に存在する意見の対立を緩げるため一つの提案を行なつてゐる。この提案は、前に述べたアメリカ大統領のレーガン声明(本誌第九巻第一号一三頁を参照)にもられた六項目の線に沿うものであつた。グループ一二は、発展途上国グループが、グリーンブックを拒否した二日後にこの提案を提出した。この提案は、また次の点において発展途上国に譲歩を求めていた。

(i) 国際海底機構の理事会でのアメリカの議席の確保。

(ii) 採鉱契約を締結するにあたつての手続の簡素化。

(iii) 義務的技術移転の緩和。

(iv) 条約第一一部の規定改正に関する規定の改正。

総会議長および第一委員会の委員長は、グループ一二の提案をアメリカに示し説得を試みたが、しかしアメリカの容れるところとはならなかつた。⁽²⁴⁾

そして海洋法会議は、発展途上国グループの意見をいれ、海洋法条約第一一部の規定を作りあげた。条約第一一部の規定は、すでに述べた(本誌第九巻一号一頁以下を参照)ようにエンタープライズを厚遇してい る。アメリカは、それが気に入らないのである。

たしかに発展途上国は、数において先進国よりも有利な地位にあつた。しかし先進国が、この条約に加盟しない

という自由な意思表示をすることによってこの両者の不平性は解消されたのである。

(六) 市場原理と不自由

深海底実施協定は、市場競争原理に基づく商業原理を導入し、西欧先進工業国の海洋法条約加盟を促進した。その結果格差是正は元の木阿弥になつた。これについては今後十分観察していくことが必要である。

市場における人間関係は、あくまでも相対的であつて、しかもここでは競争が正義と考えられている。従つてこのような市場が機能するためには、そのメカニズムの前提条件が必要である。その条件とは、(i) 活動主体の独立性で、市場に参加する活動主体は、資格や能力を十分に有する個人や集団であること。(ii) 利潤の追求が行なわれていること。(iii) 市場における交換関係は、獲得、移転に関する正義の原則に支配をうける、といったものである。⁽²⁵⁾

しかし発展途上国グループが分裂状態にある今日、またエンタープライズの機能が停止している今日、市場において先進国間のあるいは先進国と発展途上国間の競争を放任しておくことは果して賢明であろうか。実施協定締結後、かつて一枚岩を誇った発展途上国の姿はない。

発展途上国が深海底開発を行なうに際してあるいはエンタープライズが操業を開始するにあたつて、彼らには自力で処理する能力がないから二重の負担を負わなければならないという負（マイナス）の面がでてくる。

この負は、発展途上国自身が自らが課した自己責任だとみるのはあまりにも苛酷ではあるまいか。

市場の論理の下においては、能力の不均衡は、かえつて人の自由を奪い行動範囲を狭めるという不自由さを出現せしめる。実施協定がうたいあげている市場の論理とは果してどのようなものか。古典的市場の論理が現状では適

用し難くなっていることは指摘されている。

また条約第一一部は、深海底の資源を人類の共同遺産とし、この開発から得た利益は人類全体のため、とくに発展途上国のために用いるものとしている。これは、共同体的発想に基づくものといってよいであろう。従つてこの人類の共同遺産を管理するために国際海底機構を作り、その機構が独自に開発するという考えがでてきてもおかしいことではない。むしろこの方が人類の共同遺産の觀念に合致するといってよいであろう。しかし資金、技術面で困難性が生じることは確かである。この点が、この考え方を非現実的なものにした。

だが人類の共同遺産は、市場原理でいうところの取引の対象になりうるかどうか。実施協定付属第六節一項(a)は、深海底の資源の開発は、健全な商業原則によつて行なわれるとある。む論開発は、機構の意思決定の下において行なわれるであろうが。

市場原理に基づく経済活動は、派手さがあり、利潤追求の面ではみ力がある。これに対して条約第一一部がとつた社会主義的計画経済は、地味で鈍重な感じがする。ここで気をつけなくてはならないことは、市場経済は、市場自体の効率を追求するきらいがある。市場自体の経済的効率を追求しつづければ、かえつて不平等をつくる結果を招来する。このことは、前に述べた市場の歴史をみればはつきりする。

また経済的効率のみに目を向けそれを追求していけば社会的価値とか人間や国の実質的平等が阻害されてくる。ここで、いかに経済的に効率があろうとも、それとトレード・オフすることができないものがあることを知つておくべきである。

たとえば、人口が増加し、食糧の量が少くなつたとしても、経済的効率からある特定の人々の生命とトレード・

オフすることはできない。これと同じことが、人類の共同遺産との関係でいえる。いかに経済的効率があろうと人類の共同遺産を売渡すことができない、といふことを。

- (1) 中村廣治 市場経済とは 中村廣治編著 市場経済の思想像 九州大学出版会所収 四頁 丸山真人 市場経済と非市場経済 山口重克編 市場経済—歴史・思想・現状—名古屋大学出版会所収 一一頁。
- (2) 加藤一郎 市民法の現代的意義 現代法と市民 岩波現代法八巻所収 八頁。
- (3) 加藤 前掲論文 九頁。
- (4) マルクス・エンゲルス 共産党宣言 大月書店 国民文庫 二八頁。
- (5) マルクス・エンゲルス 前掲書 三一頁。
- (6) ヴェイ・イ・レーニン著 副島種臣訳 大月書店国民文庫—103 二九頁。
- (7) 前掲・大月書店国民文庫一・一五頁。社会主義と戦争 大月書店刊 レーニン全集（一九六二年度版）二二巻 三〇頁。
- (8) 前掲大月書店国民文庫一一五頁。
- (9) 社会主義と戦争 前掲大月書店刊 レーニン全集 三〇五頁以下。
- (10) 第二インターナショナルの崩壊についてレーニンは次のように述べている。
全世界の社会主義者は、一九一二年に、バーゼルでおごそかにこう声明した。きたるべきヨーロッパ戦争を、われわれは、すべての政府の「犯罪的」で極反動的な行為であると考える、このような行為は、かららずや資本主義に対する革命を呼びおこし、その崩壊をはやめるにちがいない、と。戦争はおこり、危険がやつてきた。大多数の社会民主諸党は、自国の政府と自国のブルジョアジーのがわに立つて、革命的戦術のかわりに反動的戦術をとった。社会主義に対す
るこの裏切りは第二インターナショナル（一八八九—一九一四年）の崩壊を意味するものであつて、われわれは、この崩壊がなによつてひきおこされたか、なにが社会排外主義を生みだしたか、またなにがそれに力をあたえたかを、は

つまり理解しなければならない。社会主義と戦争 前掲大月書店刊全集 三一六頁。

(11) 平岡賢司 國際經濟—南北問題を中心に—中村廣治編著 前掲書所収 一六九頁。

(12) 財や負財を配分をするにあたって人と人との結びつける究極の形態は、次の一つに集約することができる。一つは、配分が市場のメカニズムを通じて行なわれる場合である。他は、配分が権力的に行なわれる場合である。

(13) 市場原理の中核をなしているのは交換である。従つて交換する財を有する者同志の交換は成り立つるかと思しけないが、一方が財を有し、他方がそれを有しない場合は、両者間の格差是正の問題が生じてくる。

(14) Tommy T. B. Koh and Shanmugam Jayakumar, The Negotiating Process of the Third United Nations Conference on the Law of the Sea, Myron H. Nordquist, United Nations Convention on the Law of the Sea, 1982 A Commentary, vol. 1, p. 29.

(15) 右の注(14)に掲げた論文のなかで Tommy T. B. Koh and Shanmugam Jayakumar せりのグループハグを次のように整理してある。

(+) これまで国連内部に存在していきたグループ (Traditional Groups)。

(a) 発展途上国グループ (The Group of 77) 国の数は、およそ 110カ国。このグループには次のよつた調停者

(Co-ordinator) がいた。

第一委員会 ペルー (ラテン・アメリカ)。

第二委員会 セネガル (アフリカ)。

第三委員会 イラク (アジア)。

総会 チュニジア (アフリカ)。

発展途上国グループで活動的であり影響力のあつた国。

(アフリカ) アルジェリア、ガーナ、ケニア、ナイジェリア、セネガル、タンザニア、チュニジア。

(アジア) フィジー、インド、インドネシア、イラク、ネパール、パキスタン、シンガポール、スリランカ。

(ラテンアメリカ) アルゼンチン、ブラジル、チリ、ジャマイカ、メキシコ、ペルー、トリニダード・トバゴ。

(b) 地域グループ (The Regional Groups)

アフリカグループ。

アジアグループ。

アラブグループ。

ラテンアメリカグループ。

東欧グループ。

西欧および他のグループ。

(c) EEC諸国グループ (The Group of EEC Countries)。

(d) アラブグループ (The Arab Group)。

アルジェリア、バーレーン、イエメン、ジアチ、イラク、ヨルダン、クエート、レバノン、リビア、モーリタニア、モロッコ、オマーン、カタール、サウジ・アラビア、ソマリア、スターナ、シリア、チュニジア、アラブ首長国連邦、イエメン、パレスチナ人民解放戦線 (オザーバー) (合計二十一カ国)。

(e) 第三次国連海洋法会議中に新しくできた特別のインターネットグループ。

(a) 沿岸国グループ (The Coastal States Group)。

沿岸国グループは、先進国および発展途上国を含めて以下の七六カ国より成っている。

アルゼンチン、オーストラリア、バングラデッシュ、バハマ、ベニン、ブラジル、ブルトゥ（珉々ヤハムー）カンダ、ケープベルデ、チリ、コロンビア、コンゴ、コスタリカ、カンボジア (Democratic Kampuchea)、北朝鮮、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、ギニア、フィジー、ガボン、ガンビア、ガ

一ナ、ガテマラ、ギニア、ギネア・ビザウ、ガイアナ、ハイチ、ホンジュラス、アイスランド、インド、インドネシア、iran、アイルランド、象牙海岸 ケニア、リビア、マダガスカル、モーリタニア、マウリシアス、メキシコ、モロッコ、モザンビーク、ナウル、ニュージーランド、ニカラガ、ナイジエリア、ノールウェイ、オーマン、パキスタン、パナマ、パプア・ニューギニア、ペルー、フィリピン、ポルトガル、韓国、セネガル、シエラ・レオネ、ソマリア、スペイン、スリランカ、スードン、スリナメ、タイ、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、ウルグアイ、ベネズエラ、アラブ首長国連邦、西サモア、イエーメン、ユーロスマラビア。

活動的でありかつ影響力のあつた国。

(アフリカ) ケニア、マダガスカル、セネガル。

(アジア) フィジー、インド、パキスタン。

(ラテンアメリカ) アルゼンチン、ブラジル、チリ、メキシコ、ペルー、ウルグアイ。

(西欧およびその他の国) オーストラリア、カナダ、ノルウェー。

(b)

内陸国。二九カ国 (The Land-locked and other Geographically Disadvantaged States Group)。

内陸国。二九カ国 (The Land-locked and other Geographically Disadvantaged States Group)。
アフガニスタン、オーストリア、オーバーツク、ボリビア、ボツワナ、ブルンディー、白ロシア、中央アフリカ、チャド、チエコスロバキア、ハンガリー、ラオス、レソト、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、马拉ウイ、マリ、モンゴル、ネパール、ニイジエール、パラガイ、ルワンダ、サン・マリノ、スワジランド、スイス、ウガンダ、上ボルタ (現ブルキナ・ファソ)、ザンビア、ジンバブエ。
他の地理的不利国。二六カ国。

アルジェリア、バーレーン、ベルギー、ブルガリア、エチオピア、フィンランダ、ガンビア、東ドイツ、西ドイツ、ギリシャ、イラク、ジャマイカ、ヨルダン、クエート、オランダ、ポーランド、カタール、ルーマニア、シン

ガボール、スー・ダン、スエーデン、シリア、トルコ、アラブ首長国連邦、カメルーン、ザイール。活動的でありかつ影響力のあった国。

(アフリカ) アルジェリア、スワジランド、ウガンダ、上ポルタ、ザンビア。

(アジア) バーレーン、イラク、ネパール、シンガポール、アラブ首長国連邦。

(東欧) チェコスロバキア(当時の国名)、東ドイツ、ポーランド。

(ラテンアメリカ) ジャマイカ。

(西欧および他の国) オーストリア、西ドイツ、オランダ、スイス。

(c) 領海グループ (The Territorialist Group)。

このグループは、当初は、沿岸国グループと考えられていた。しかし沿岸国グループとは別の行動をとった。このグループに属す国は、国内法で一二カイリ以上の領海¹¹たとえば二〇〇カイリ領海を規定して、新条約発効後もの既得権を認めさせようとする国である。数はおよそ二三カ国。

ベニン、ブラジル、カーポ・ベルデ、コンゴ、イエメン、エクアドル、エル・サルバドル、赤道ギニア、ガボン、ギニア、ギニア・ビザウ、リビア、マダカスカル、モーリタニア、モザンビーク、パナマ、ペルー、サオトメ、プリンシップ、セネガル、シエラ・レオネ、ソマリア、ルーラ、ウルガイ。

(d) 幅広い大陸棚を有する国のグループ (The Margineers Group of Broad-Shelf States)。

アルゼンチン、オーストラリア、ブラジル、カナダ、アイスランド、イハム、アイルランド、マダカスカル、ニュージーランド、ノールウェイ、スリランカ、イギリス、ベネズエラ。
(合計一三カ国)。

(e) 海峡国グループ (Straits States Group)。

キプロス、ギリシャ、イングランド、マヨルカ、オマハ、タイリッシュン、スペイン、イエメン。

(合計九カ国)。

(f) 群島国グループ (Group of Archipelagic States)。

フィジー、イングランド、モーリタニア、ハイチ。モーリタニアは、会議の終り頃のグループを抜けた。

(合計四カ国)。

(g) 大陸棚および排他的経済水域の画定にあたり、中間線および等距離線を支持する国 (The Delimitation Group supporting the Median Line or Equidistance Principle)。

バハマ、バルバドス、カナダ、ケープ・ベルデ、チリ、コロンビア、サイラス、イエメン、デンマーク、ガンビア、ギリシャ、ギニア・ビザウ、ガイアナ、イタリー、日本、クエート、マルタ、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、スエーデン、アラブ首長国連邦、イギリス、ニューカaledonia。(合計11国9カ国)。

(h) 衛平原則を支持するグループ (The Delimitation Group Supporting Equitable Principles)。

アルジェリア、アルゼンチン、バングладেশ、ブルバーン、カナダ、コロムビア、ガボン、イラク、アイルランド、象牙海岸、ケニア、リベリア、リビア、マダガスカル、マリ、モーリタニア、モロッコ、ニカラグア、ナイジニア、パキスタン、ペルー・ニューギニア、ポーランド、ルーマニア、セネガル、シリア、ソマリア、トルコ、ベネズエラ。(合計19カ国)。

(i) オセアニアグループ (Oceania Group)。

オーストラリア、フィジー、ニューカaledonia、パプアニューギニア、サモア、トンガ、太平洋信託地域。

(合計六カ国および一地域)。

(j) 海洋国グループ (The Group of Maritime States)。

フランス、西ドイツ、ギリシャ、日本、リビア、ノールウェイ、パナマ、ソヴィエト、イギリス、アメリカ。

(合計10カ国)。

- (k) 大海洋国グループ (The Great Marine Powers)^o パーミッシャクタールは、このグループについて次の様なコメントを加えている。『いまだ、110のグループが命あれてゐる。第一のグループは、フランス、日本、イギリス、アメリカ、ソヴィエトの五カ国よりなり、ほとんどの海事とこれによく位命令をもつていた。第二のグループは、会議の最終の年に形成され、西ドイツ、ハンブルク、日本、イギリス、アメリカの五カ国により構成された。』
- (l) グループ 111 (The Group of 12)^o
- 本文のなかで説明がなれど省略する。
- ③ ハー＝ジャクタールは、私的グループの主なものとして次のものをあげてゐる。
- (a) ベンセングループ (Ebensen Group of Juridical Experts)
 - (b) 海峡についての私的グループ (The Private Group on Straits cochaired by Fiji and U. K.)^o
 - (c) カスタネダ グループ (Castañeda Group on legal status of the EEZ and related matters)^o
 - (d) 内陸国および他の地理的不利国の排他的經濟水域における権利に関するナハタハグループ 111 (The Nandan Group or Group 21 on rights of F/GDS in the EEZ)^o
 - (e) 紛争解決に関する私的グループ (The Private Group on Settlement of Disputes)^o
- Koh and Jayakumar, Ibid, p.68 参照。
- (16) Statement by Constantin A. Stavropoulos, Pocedual Problems on the Thind Conference of the Sea, Nordquist Commentary, op. cit., p. Ivii.
- (17) 注 1 手を参照。
- (18) 注 1 手を参照。
- (19) Koh and Jayakumar, op. cit., p. 92.
- (20) Koh and Jayakumar, op. cit., p. 92. ハグハヤハザ 第六会期と第七会期との間で非公式会合を開いた。1985

いわばつて第一委員会の委員長エングは、次のよへ述べてゐる。

余期間でいろいろな場所でもたれた協議が、前の余期の終りに私が提出した問題に基づいて行なわれたと、ハルハ
は、私の欣快とするところである。今年の三月のジャーナーでの協議の後、ホールウェイ代表のハベンゼン大臣は、ま
つたく非公式に個人的意見を回付してくれた。……Statement made by Mr. P. B. Engo, Charman of the First
Committee, at the 38th meeting on 25 May 1977, Third United Nations Conference on the Law of the Sea, Official
Records Vol. VII, P. 74.

- (21) Koh and Jayakumar, op. cit., p. 92.
- (22) Koh and Jayakumar, op. cit., p. 93.
- (23) Koh and Jayakumar, op. cit., p. 93.
- (24) Koh and Jayakumar, op. cit., p. 80. 余議の議長および第一委員会の委員長は、アメリカ代表にグループ一一の提案
を受け入れるもの、説得を重ねた。彼等には、もしてアメリカがこの提案を受け入れるならば、発展途上国グループや東欧
グループを説得することができるという確信をもっていた。しかしアメリカは、この提案の受け入れを拒否した。アメ
リカは、海洋法条約に対して反対投票をした後、もしもグループ一一の提案が、海洋法条約にとりいれられていたらなら
ば、アメリカは、またちがつた態度をとつたであろうと述べたといふ。
- (25) 長谷川 晃 『公正』な市場の法 法哲学年報 一九九四年 市場の法哲学 七頁。
- (26) 市場原理が私有の問題と結びつくるとはよくいわれる。この点については次号で述べるつもりである。